

# 新潟県伝統工芸品ロゴマーク使用要領

## (趣 旨)

**第1条** 新潟県伝統工芸品指定要綱(令和4年1月17日施行、以下「要綱」という。)に基づき指定された新潟県伝統工芸品(以下「県伝統工芸品」という。)のロゴマークの使用については、本要領の定めるところによるものとする。

## (目 的)

**第2条** ロゴマークの使用を通じて、県伝統工芸品の効果的な普及啓発等を図ることにより、県伝統工芸品の声価を高め、併せて、伝統工芸品産業の振興に資することを目的とする。

## (デザイン)

**第3条** ロゴマークのデザインは、別記のとおりとする。

## (使用の範囲)

**第4条** ロゴマークの使用範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 製品やパッケージ等に貼付するシール又は証紙等への使用
- (2) 製品に貼付するタグ等への使用
- (3) 製品やパッケージへの直接印字や刻印、刺繍等による使用
- (4) 工芸品の説明資材、機関誌等(パネル、ポスター、チラシ、パンフレット、のぼり、ホームページ等)への使用
- (5) 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等
- (6) その他知事が適当と認めた場合

## (使用者)

**第5条** ロゴマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 要綱第4条により、県伝統工芸品の指定を受けた工芸品を製造する者又はその者を構成員とする団体
- (2) 国
- (3) 県内の地方公共団体
- (4) 報道機関(報道目的で使用する場合に限る)
- (5) その他知事が適当と認めた者

## (使用の申請及び承認)

**第6条** ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ県伝統工芸品ロゴマーク使用申請書(別記様式1)を知事に提出し、その承認を受けなくてはならない。

ただし、前条第2号から第4号に規定する者が、県伝統工芸品の広報及び報道等の目的で使用する場合は、この限りではない。

2 知事は、前号の使用申請書を受理したときは、これを審査し、県伝統工芸品ロ

ゴマーク使用承認書（別記様式2）を申請者に交付するものとする。

3 前号の承認をする場合において、知事は使用条件を付すことができる。

#### （使用不承認の基準）

**第7条** 次に掲げる各号に該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 第2条及び第4条の規定に該当しない場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために利用する場合
- (4) ロゴマークを使用する者が次のいずれかに該当する場合
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、第2条に規定するロゴマークの目的に反すると認められる場合

#### （承認の取消等）

**第8条** 知事は、次に掲げる各号に該当する場合は、ロゴマークの使用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 本要領に従わない場合
- (2) 使用申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

#### （成果物の提出）

**第9条** 使用者は、ロゴマークを使用した際は、使用状況が分かる資料を（印刷物、写真、電子ファイル等）を速やかに提出するものとする。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(商標権等)

第11条 使用者は、ロゴマーク及びロゴマークを含む媒体について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用者の責務)

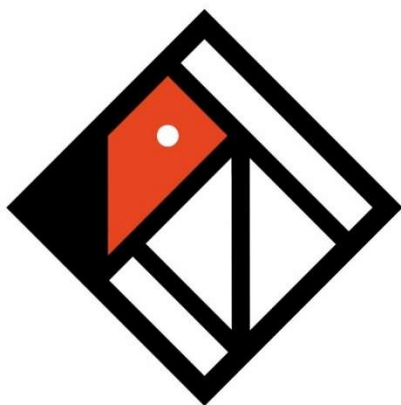
第12条 ロゴマークの使用に起因して、消費者等から苦情等を受けた場合、使用者は責任をもってこれを処理しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

## 別記（第3条関係）

### 【ロゴマーク】

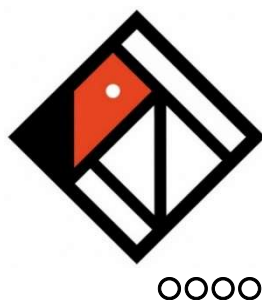


### 【基本的配置】



※ マークの余白に、余計な文字や図柄等を記載しないこと

### 〈他配置事例〉



新潟県  
伝統工  
芸品



新潟県  
伝統工  
芸品

## 1 ロゴマークについて

県が提供するデータのとおり  
ただし、刻印や刺繍等、データを直接  
使用できない場合は、申請毎に可否を  
判断

- (1) 色  
原色のとおり  
ただし、印字する製品や包装、媒体  
等により、原色の使用が困難な場合  
は、モノクロの使用を認める  
(申請毎に可否を判断)
- (2) 大きさ  
拡大、縮小可  
ただし、縦横比の変更は不可

## 2 文字表記について

基本的配置のとおり  
ただし、以下を遵守した場合は、他の  
配置も可（申請毎に可否を判断）

- (1) レイアウト  
ロゴマークに近接する位置に  
「新潟県伝統工芸品」  
「管理番号〇〇〇〇※」（アラビア数字）  
を表示  
※要領第4条第4、5号は除く
- (2) 文字の大きさ  
文字が読み取れる程度の大きさ
- (3) 文字のフォント  
容易に判別可能なフォント  
外国語も可